

平成 25 年 1 月 28 日

全国拡大教材製作協議会 会員団体の皆様

笹本雄司郎

図書館・盲学校等からの拡大写本製作依頼と著作権者の承諾の要否について

ご質問 図書館・盲学校等から拡大写本の製作を依頼された場合、著作権者の承諾を得る必要があるか?

回答 厳密に法解釈すると「著作権者の承諾が必要」と考えるのが安全です。しかし、図書館・盲学校等が製作主体となり、かつ依頼者が適法と解釈している限り、著作権者の承諾がなくても、製作を担当したボランティア団体に責任が及ぶ可能性はほとんど考えられません。

説明 公立図書館、私立図書館、小学校から大学までの学校附属図書館等は、改正著作権法第 37 条第 3 項(平成 22 年 1 月 1 日施行)が適用され、視覚障害者等の利用に提供するために必要な限度で、その視覚障害者等が利用するために必要な方式により、既に公表されている著作物の複製又は電子技術による送信を行うことができます。つまり、この条項が適用される場合は、著作権者の承諾を得る必要はないという結論になります。

問題は、拡大写本の製作が「視覚障害者が利用するために必要な方式」に該当するかどうかです。ここで、平成 22 年に図書館関係団体が共同で公表した「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」では、同項が認める方式のひとつとして「拡大文字」を例示しています。おそらく、図書館はこれを根拠に、著作権者の承諾なく拡大写本を製作できると解釈していると推測されます。盲学校がこのガイドラインを参考に法解釈することも合理的です。

しかし、第 37 条第 3 項に基づき図書館・盲学校と同様に利用の自由が認められる文化庁長官指定団体に拡大写本は含まないと著作権課が私に言明したこと、ガイドラインの書き方も「拡大文字」と微妙なことなどからして、図書館・盲学校等からの依頼であれば 100%大丈夫とまではいきれません。

思いますに、このガイドラインは、おそらく発表前に文化庁と調整しているでしょうし、国の施設である国会図書館もこれに準拠してサービスを提供する旨を発表(平成 23 年 7 月)していますので、社会的にも信頼できる解釈と言えます。ですから、図書館・盲学校等が製作主体となり、かつ依頼者が適法と解釈している前提でボランティア団体が製作を引き受けるのであれば、仮に拡大写本は適用外という統一解釈が示されたとしても、それまでの制作行為についてボランティア団体に責任が及ぶ可能性はほとんど考えられません。

当面は、著作権者の承諾を取らず図書館・盲学校等の傘の下に入る形で製作する、どうしても心配であれば著作権者の承諾を得る、という方針で運用するのが現実的でしょう。

以上